

## 会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成 16 年 4 月 1 日決裁)

(平成 18 年 4 月 1 日決裁)

(平成 18 年 6 月 1 日決裁)

(平成 19 年 3 月 14 日決裁)

(平成 20 年 3 月 21 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的に難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体活用の原則)

第 3 条 特定建設工事共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

(対象工事)

第 4 条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別ごとにそれぞれ当該各号に定める予定価格以上のものとする。

- (1) 土木一式工事（下水道工事を含む。） 5 億円
- (2) 建築一式工事 5 億円
- (3) 電気工事 1 億円
- (4) 管工事 1 億円

(構成員の数)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、別表のとおりとする。

(構成員の要件)

第 6 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会津若松市建設工事発注基準（平成 19 年 12 月 7 日決裁。以下「発注基準」という。）の制限付一般競争入札の 1 の第 1 号から第 6 号までに規定する要件を満たしていること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、対象工種の予定価格ごとに別表に掲げる地域要件及び発注基準の制限付一般競争入札の 2 に規定する資格総合点数（次条において「資格総合点数」という。）を満たす者の組合せとなっていること。
- (3) 構成員のうち、代表者となる者は、元請として同種工事の施工実績を有すること。
- (4) 構成員のうち、代表者となる者は、発注基準の制限付一般競争入札の 1 の第 8 号に

規定する要件を満たしていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに市長が定める要件を満たしていること。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次のとおりとする。

(1) 地元業者どうしの組合せの場合 構成員による自主的な選定で代表者を決定するものとする。

(2) 地元業者と市外業者の組合せの場合 資格総合点数の最も大きな者を代表者とする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる特定建設工事共同企業体の構成員の数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。

(1) 2社 30パーセント

(2) 3社 20パーセント

(発注方法)

第9条 特定建設工事共同企業体への工事の発注は、会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領（平成16年3月31日決裁）に基づく郵便入札の方法による制限付一般競争入札により行う。

(入札参加申込み)

第10条 対象工事の制限付一般競争入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）の写し

(3) その他市長の指定する書類

(入札保証金等)

第11条 入札保証金、入札参加資格の喪失、設計図書等の閲覧及び価格内訳書の提出については、発注基準の制限付一般競争入札の5から8までの規定を準用する。

(入札参加資格の審査)

第11条の2 特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査については、会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領（平成19年12月7日決裁）の規定を準用する。

2 前項の入札参加資格の審査において、特定建設工事共同企業体の構成に関する入札参加資格要件については、開札前に資格審査を行うものとし、当該入札参加資格要件を満たさない者の入札は無効として取り扱うものとする。

(解散の時期)

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(特定建設業の許可の有無)

第 13 条 特定建設工事共同企業体が建設業法施行令第 2 条に定める金額以上となる下請負契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち 1 社以上が建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

第 14 条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第 2 号様式を基本として、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第 15 条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合であって、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難であると認められるときは、市長は、残存構成員からの申請に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

3 前項の申請は、新規加入承認申請書（第 3 号様式）によるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 9 年 5 月 26 日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。